

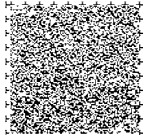
手当・年金

■ 手当

身体障害の方、知的障害の方、精神障害の方、難病の方を対象とした手当には次のようなものがあります。これらの手当には障害の程度や年齢、所得制限、ほかの手当との併給制限などの支給要件が定められています。詳しくは各担当係にお問い合わせください。

！ 手当の詳細は、区ホームページをご覧ください。(各手当の二次元コードを読み取ると、ホームページに移ることができます。)

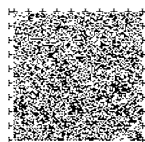
◆自立援助係（電話：5662-0062／FAX：3656-5874）

手当の種類	要 件	支給額(月額)	支給の制限
心身障害者福祉 手当(区制度) 	20歳以上で ①身体障害者手帳1級・2級の方 ②愛の手帳1度～3度の方 ③脳性まひ・進行性筋萎縮症の方 愛の手帳4度の方 国指定難病医療券所持者 身体障害者手帳3級・4級の方	15,000 円 15,000円 12,000円 5,000円	・施設に入所している方 ・本人所得が一定額以上ある方 (20歳未満は扶養義務者) ・児童育成手当(障害手当) を保護者が受給している方 ・65歳以降に手帳を取得された方
重度心身障害者 手当(都制度) 	①重度の知的障害者で、介護 者が常に目を離せず、特別 な配慮を必要とする程度の 著しい精神症状のある方 ②重度の知的障害と重度の身 体障害を重複している方 ③重度の肢体不自由で、両上肢・ 両下肢の機能が失われ、座っ ていることが困難な程度以上 の身体障害のある方	60,000 円	・施設に入所している方 ・病院に継続して3か月を超 えて入院している方 ・本人所得が一定額以上ある方 (20歳未満は扶養義務者) ・65歳以上の方で、この手当 の受給歴のない方 ！ この手当は、手帳の有無 にかかわらず、東京都の 判定が必要です。
特別障害者手当 (国制度) 	20歳以上で 精神または身体に重度の障 害を有するため、日常生活に おいて常時特別の介護を必要 とする状態にある在宅の方	29,590 円 (改定あり)	・施設に入所している方 ・病院に継続して3か月を超 えて入院している方 ・本人または配偶者・扶養義務 者(同住所にお住まいの親族な ど)の所得が一定額以上ある方 ！ この手当は、手帳の有無にか わらず、所定の診断書をもとに 医師が審査して 支給が決定さ れます。 

手当の種類	要 件	支給額(月額)	支給の制限
障害児福祉手当 (国制度) 	20歳未満で 精神または身体に重度の障害を有するため、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある方	16,100円 (改定あり)	・施設に入所している方 ・障害を理由とする公的年金を受けている方 ・本人または配偶者・扶養義務者(同住所にお住まいの親族など)の所得が一定額以上ある方 ! この手当は、所定の診断書をもとに医師が審査して支給が決定されます。
特別児童扶養手当(国制度) 	20歳未満で ①身体障害者手帳1級～3級程度・下肢4級(一部)の方 ②愛の手帳1度～3度程度の方 ③上記と同程度の疾病および精神障害の方	【特児1級】 56,800円 (改定あり) 【特児2級】 37,830円 (改定あり)	・児童が父母などに監護されていない方(施設入所など) ・父、母、児童が日本国内に住所を有しない方 ・支給対象者および扶養義務者の所得が一定額以上ある方
児童育成手当 (障害手当・区制度) 	20歳未満で ①身体障害者手帳1級・2級の方 ②愛の手帳1度～3度の方 ③脳性まひ・進行性筋萎縮症の方 ④特別児童扶養手当の受給が決定している方のうち一部	15,500円	・児童が施設に入所している方(母子入所を除く) ・父もしくは母または養育者の所得が一定額以上ある方

◆児童家庭課 援護係 (電話:5662-1259/FAX:5662-0824)

手当の種類	要 件	支給額(月額)	支給の制限
児童育成手当 (育成手当・区制度) 	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童を養育している父または母で ①身体障害者手帳1級～2級程度、その他重度の内部障害がある方 ②精神に重度の障害を有し常時介護を必要とする状態の方	13,500円	・児童が施設に入所している方(母子入所を除く) ・所得が一定額以上ある方
児童扶養手当 (国制度) 	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童を養育している父または母で ①国民年金法による障害等級1級程度の方 ②身体障害者手帳1級～2級程度の方 ※児童に障害(心身障害者手帳1級～3級程度もしくは愛の手帳1度～2度程度)がある場合は20歳になるまで	所得により 異なります	・児童が父母などに監護されていない方(施設入所など) ・父、母、児童が日本国内に住所を有しない方 ・支給対象者および扶養義務者の所得が一定額以上ある方 ! この手当は所定の診断書をもとに医師が審査をして支給が決定されます。

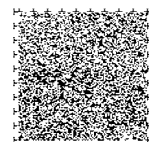


■ 年金・扶養共済

年金は初診日における年齢や年金の加入状況によって、お問い合わせ先が異なります。
※初診日とは、障害の原因となった傷病について、初めて医師または歯科医師の診療を受けた日です。年金額は障害の程度により異なります。詳細は窓口へお問い合わせください。

！ 障害基礎年金・障害厚生年金と障害者手帳では、等級の基準が異なります。

種 類	要件など	問い合わせ先
障害基礎年金 (国民年金) 	障害の原因となった傷病の初診日が ・ 20歳前にある方 ・ 第1号被保険者期間にある方 ・ 国内居住の60歳以上65歳未満の方	◆医療保険年金課国民年金係 電話 5662-0574 FAX 3652-9856 ！ 来所相談は予約が必要です。
障害厚生年金・ 障害手当金 (厚生年金) 	障害の原因となった傷病の初診日が厚生年金 の被保険者期間である方	◆江戸川年金事務所 電話 3652-5106 FAX 3656-1449 〒132-8502 中央3-4-24 <予約専用電話> 0570-05-4890 ！ 来所相談は予約が必要です。
特別障害給付金 	下記すべての条件に該当する方 ・ 国民年金に任意加入していなかったため、 障害基礎年金などを受けられなかった方 ・ 障害の原因となった傷病の初診日が国民年金 に任意加入していなかった下記の①または ②の期間の方 ①平成3年3月以前に国民年金の任意加 入対象だった学生（夜間部、定時制、 通信制などを除く） ②昭和61年3月以前に国民年金の任意 加入対象だった厚生年金、共済年金な どの加入者の配偶者 ・ 現在、障害基礎年金1級または2級相当の 障害に該当している方 ・ 65歳未満の方（申請手続きを65歳の誕生 日の前々日までにできる方）	◆医療保険年金課国民年金係 電話 5662-0574 FAX 3652-9856 ！ 来所相談は予約が必要です。



種 類	要件など	問い合わせ先
障害年金生活者 支援給付金 	下記すべての条件に該当する方 ・障害基礎年金の受給者である方 ・前年の所得額が基準以下（年度ごとに変動あり）である方	◆日本年金機構 〈給付金専用ダイヤル〉 ☎ 0570-05-4092
心身障害者 扶養共済 	下記に該当する障害者の保護者（現に障害のある方を扶養している方）で、加入年度の初日（4月1日）に65歳未満であり、保険契約の対象となる健康状態にある方。 ・身体障害者手帳 1級～3級 ・愛の手帳 1度～4度 ・精神または身体の永続的な障害で、上記の手帳所持者と同程度と認められる方（例：脳性まひ、自閉症、血友病など） 加入者が死亡または重度障害と認められたときに、障害のある方に対して生涯に渡って、加入1口あたり毎月20,000円が支給されます。	◆自立援助係 ☎ 5662-0062 FAX 3656-5874 ❗ <u>保険会社による書類審査などがあります。</u>

